

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年 8月25日

【会社名】 国際航業ホールディングス株式会社

【英訳名】 KOKUSA I KOGYO HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吳 文 繡

【本店の所在の場所】 東京都千代田区六番町 2 番地

【電話番号】 03(6361)2442(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役企画本部長 渡邊 和伸

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区六番町 2 番地

【電話番号】 03(6361)2442(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役企画本部長 渡邊 和伸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 35,741,800円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
2,943,641,800円
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	6,500個
発行価額の総額	35,425,000円
発行価格	第1回新株予約権1個当たり5,450円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成23年9月12日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	国際航業ホールディングス株式会社 管理本部総務部
払込期日	平成23年9月12日
割当日	平成23年9月12日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店

- (注) 1 当社第1回新株予約権（第三者割当て）は、平成23年8月25日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
なお、当社第1回新株予約権（第三者割当て）及び当社第1回新株予約権（第三者割当て）と同日に発行される当社第2回新株予約権（第三者割当て）を総称して「本新株予約権」といい、個別に「第1回新株予約権」又は「第2回新株予約権」といいます。
別途、第2回新株予約権（第三者割当て）についても、平成23年8月25日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
- 3 第1回新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<ol style="list-style-type: none">1 第1回新株予約権の目的となる株式の総数は6,500,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により第1回新株予約権行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により第1回新株予約権行使価額が修正された場合、第1回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。2 行使価額の修正基準 第1回新株予約権行使価額は、別記「(2)新株予約権の内容等(注)」第7項第(1)号に定める第1回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(以下、本項において「修正日」という。)の直前取引日(各行使請求に係る通知を当社が受領した時に株式会社東京証券取引所の開設する東京証券取引所市場第一部(以下「取引所」という。)におけるその日の売買立会が終了している場合、直前取引日とは当該修正日とする。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り捨てる。)が、当該修正日の直前に有効な第1回新株予約権行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。 「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限も含む。)には、当該日は「取引日」にはあたらないものとする。3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。4 行使価額の下限 220円(但し、第1回新株予約権行使価額の調整が必要となる場合の規定を準用して第1回新株予約権行使価額の下限も調整されることがある。) 第1回新株予約権の行使制限により、当該直前取引日の当社普通株式の終値が245円(平成23年8月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の75%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額)を下回る場合、第1回新株予約権の行使が制限されるため、220円(平成23年8月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の67.5%(75%×90%)に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額)が第1回新株予約権行使価額の下限となる。5 割当株式数の上限 6,500,000株(発行済株式総数に対する割合は、17.03%)6 第1回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限 1,430,000,000円(本欄第4項に記載の第1回新株予約権行使価額の下限にて第1回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、第1回新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)7 第1回新株予約権には、第1回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、第1回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に第1回新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)
----------------------------------	---

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。 なお、当社は単元株式制度を採用しており、1単元の株数は1,000株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 第1回新株予約権の目的である株式の総数は、6,500,000株とする（第1回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、本項において「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第1回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って第1回新株予約権行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前第1回新株予約権行使価額及び調整後第1回新株予約権行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前第1回新株予約権行使価額及び調整後第1回新株予約権行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前第1回新株予約権行使価額}}{\text{調整後第1回新株予約権行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による第1回新株予約権行使価額の調整に関し、各号に定める調整後第1回新株予約権行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第1回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各第1回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、第1回新株予約権行使価額(但し、本欄第2項及び第3項によって修正又は調整された場合は、当該修正又は調整後の第1回新株予約権行使価額)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 第1回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「第1回新株予約権行使価額」という。)は、当初359円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額(以下、本項において「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な第1回新株予約権行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、第1回新株予約権行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。別記「(2)新株予約権の内容等(注)」第7項第(1)号に定める第1回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時に、取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、直前取引日とは当該修正日とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第1回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本項において「行使価額調整式」という。)をもって第1回新株予約権行使価額を調整する。</p> $\text{調整後第1回新株予約権行使価額} = \frac{\text{調整前第1回新株予約権行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により第1回新株予約権行使価額の調整を行う場合及び調整後の第1回新株予約権行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の第1回新株予約権行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の第1回新株予約権行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p>
----------------	---

調整後の第1回新株予約権行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の第1回新株予約権行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の第1回新株予約権行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第1回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{調整前第1回新株} \\ \text{予約権行使価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整後第1回新株} \\ \text{予約権行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前第1回新株予約権行} \\ \text{使価額により当該期間内に} \\ \text{交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後第1回新株予約権行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の第1回新株予約権行使価額と調整前の第1回新株予約権行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、第1回新株予約権行使価額の調整は行わない。但し、その後第1回新株予約権行使価額の調整を必要とする事由が発生し、第1回新株予約権行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前第1回新株予約権行使価額に代えて調整前第1回新株予約権行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の第1回新株予約権行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の第1回新株予約権行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の第1回新株予約権行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第1回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な第1回新株予約権行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために第1回新株予約権行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により第1回新株予約権行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>第1回新株予約権行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の第1回新株予約権行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 第1回新株予約権行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の第1回新株予約権行使価額の適用開始日の前日までに、第1回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びにその事由、調整前の第1回新株予約権行使価額、調整後の第1回新株予約権行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,368,925,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、第1回新株予約権行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第1回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第1回新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 第1回新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第1回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各第1回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成23年9月13日から平成25年3月12日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 第1回新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 第1回新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 第1回新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 第1回新株予約権に係る修正日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が245円(別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定を準用して調整される。)を下回る場合は、当該第1回新株予約権の行使はできない。</p> <p>2 各第1回新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、第1回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第1回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第1回新株予約権1個当たり5,450円の価額で、第1回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第1回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。第1回新株予約権に関する他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第1回新株予約権者に対する第1回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して第1回新株予約権者が得たいかなる情報も適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第1回新株予約権1個当たり5,450円の価額で、第1回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第1回新株予約権の全部を取得する。第1回新株予約権に関する他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第1回新株予約権者に対する第1回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して第1回新株予約権者が得たいかなる情報も適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>3 第1回新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が164円を下回った場合には、第1回新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、第1回新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、第1回新株予約権1個当たり5,450円の価額で、当該取得請求にかかる第1回新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1 第1回新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社および当社子会社からなる国際航業グループは、平成19年10月に、今後のグループ全体の成長戦略をより確実に推進し、持続的な成長を目指すため現在の持株会社体制へと移行いたしました。

当社グループにおける従来からの主要事業領域である公共市場は、公共事業費の縮減と更なる価格競争が激化する中で、当社グループにおいては生産活動におけるコスト削減化やグループ経営管理体制の強化等に取り組んでまいりましたが、保有不動産による安定収益がグループ業績を下支えしていたものの、平成23年3月期まで経常利益は4期連続、当期純利益は3期連続赤字を計上する等、黒字の確保には至りませんでした。

当社グループとして、財政の逼迫、公共事業機会の減少、地理・空間情報事業のデジタル化、地球温暖化と災害の多発化、資源価格の高騰等の外部環境の変化に対応し、持続的な成長を実現していくためには事業の転換が急務であり、事業競争力の強化を図るとともに、平成23年3月期決算においてシンガポールにおけるデータセンター開発向け債権に対する貸倒引当金の計上や遊休不動産の減損損失により特別損失28億9千万円を計上する等、過去の投資に関わる損失を一掃し、今後の成長戦略を軌道にのせるための取組みを推進してきました。

このような状況のもと、当社グループは、従来の請負型から行政支援、住民サービスといった付加価値提供型への転換を図りつつ、経営資源を最適に配分する事業ポートフォリオの見直しを進め、平成22年度より「グリーン・インフラ事業のリーディングカンパニー」を目指した中期経営計画2010に基づき、既存事業の組み換えと新規事業への展開を推進し、オバマ米大統領が、低迷する米国景気浮揚策として打ち出したグリーン・ニューディール政策以降、社会的必要性が急速に増加している環境・エネルギー分野を新たな主軸とする取組みに注力してきました。

同分野は当社がこれまで取り組んできた「空間情報サービス」(地形や地層、気候、河川、海洋に関する正確なデータ)が太陽光発電施設等の適地選定に役立つのと同時に同施設を地域コミュニティ(自治体)につくるとき、当社グループが抱える全国の拠点網と各自治体との今まで培った関係により、発電によって得られる利益を各コミュニティへ還元することに加えて地域を活性化していく方法が提案できる等、シナジーが充分発揮できる分野であると考えております。

平成23年度については、特に東日本大震災による影響と、平成24年4月を開始予定として導入が検討されている再生可能エネルギーの全量買取制度による足元の事業環境の変化を包含して、平成23年度からの新たな3年間(ローリングプラン)を対象とした中期経営計画2011を平成23年5月に策定いたしました。

中期経営計画2011においては、これまでの活動成果を踏まえて、真のグリーン・インフラ企業への転換を通じて、人々の安全・安心な暮らしと、地球環境に負荷をかけない低炭素型の活動が営まれるまちをグリーンコミュニティと位置づけ、そのグリーンコミュニティの実現を目指すことを新たなグループ方針として定めております。

このグループ経営方針を実行するには、各事業セグメントにおいて積極的な設備投資を行いつつ、自社の競争力を高めていくことが必要不可欠です。そのため、中期経営計画2011では対象期間中の3年間において以下の主要な投資を行ってまいります。

<国内外における太陽光発電所の開発>

今年度においては欧州、日本及びアジアにおいて少なくとも約20~30メガワット、来年度においても同程度の規模の発電所の開発を計画しております。現在の発電所の建設費用は欧州で1メガワットあたり3億円、日本等においては4億円程度を要する状況にあります。年間20~30メガワットの開発においては総額約70~100億円、うち銀行借入や事業パートナーやファンドからの出資等を除いた部分が当社グループとして必要な資金需要となります。

当社グループの発電所開発事業は全てが自己資金により開発から保有まで行うものではなく、開発後に長期保有投資家へ売却する、あるいは開発業務サービスを提供するというビジネス形態もあり、また開発資金においても事業パートナーとの共同投資の形態により取組むことも想定されますが、平成23年9月~平成25年3月に想定される20~30メガワットの太陽光発電所の建設のための土地確保、開発及び太陽電池モジュールの購入費用等の支払資金として23億5千万円の充当を予定しております。

太陽光発電施設開発については一度に資金需要は発生するものではなく、開発ステージ毎に継続的に資金需要が発生するものであるところ、当該資金調達により当社が本件事業主体となる当社子会社である国際ランド&ディベロップメント株式会社及びKOKUSAI EUROPE GmbH等へ継続的に貸付を実施し、当社子会社から支払いを継続的に実施する予定です。

<中国における空間情報を活用したサービス提供>

経済の発展が目覚ましい中国に対して日本の企業の進出が増加する中、当社子会社である国際航業株式会社は、流通・小売業等の企業に対して日本で提供するのと同等の出展候補地近辺の競合店調査及び交通量調査等のエリアマーケティングサービスを現地企業と共同で提供する準備を進めております。

当該資金調達により現在当社が同社から借り入れている借入金を返済する形で、同社が中国で当該サービス提供をする目的で100%出資子会社として設立する現地法人への出資金(7千万円)及び貸付金(3千万円)に充当することを見込んでいます。

<行政業務支援サービスに向けたシステム開発>

当社子会社である国際航業株式会社は全国の自治体に対して、固定資産台帳等をはじめとする空間情報システムを販売しておりますが、今後これらのシステムの更新を実施する予定です。一連の更新開発においては平成22年度より開始し、その総額は約6億円を想定しております。今年度はそのうち約4億7千万円のシステム開発を予定しており、当該資金調達により、現在当社が同社から借り入れている借入金を返済する形で、システムの更新費用として充当することを見込んでおります。従来は自治体の中で別々に管理がなされ、且つデータ化されていない道路、下水道、上水道、都市計画、固定資産税等の紙の台帳を1つの地図データ上に階層化（3次元化）することで、災害発生時等に瞬時に道路、下水道、上水道が集中している地域を把握し、復旧やメンテナンスに着手できるようになる等、今回のシステム更新を通じて行政の効率化・高度化の支援に努めてまいります。

当社は本新株予約権の発行により調達した資金をこれら投資計画に充当することで、既存事業の強化を図りつつ、環境・エネルギー分野における事業の加速を通じて真のグリーン・インフラ企業への転換により事業収益の拡大と共に持続的成長が見込まれることから、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、本新株予約権の発行を決定いたしました。

2 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

第1回新株予約権の第三者割当てによる資金調達は、当社が、割当予定先のうちマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、行使価額修正条項付き新株予約権を第三者割当ての方法によって割り当て、マッコーリー・バンク・リミテッドによる新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みになっております。

当社はマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

当該契約に基づき、当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てた新株予約権について、マッコーリー・バンク・リミテッド自らの判断で行使が行われるとともに、当社は、第1回新株予約権の行使期間（平成23年9月13日から平成25年3月12日までの期間）の始期からその満了日の20取引日前の日（当日を除く。）までの期間中、一定の制限の範囲内で当社の判断に基づき、当社が指示する数の第1回新株予約権を行使するよう、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して行使指示を行うことができます。マッコーリー・バンク・リミテッドは、かかる行使指示を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指示された数の第1回新株予約権を、当該行使指示が効力を生じた日から20取引日以内又は合意した取引日のどちらか短い期間（以下、本項において「行使義務期間」という。）中に1回又は複数回に分けて行使することを確認します。但し、当社に適用のある法令・規則の下において当社に公表が義務付けられているにもかかわらず未公表である情報等が存在している場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合、政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制等当局を含む。）、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、マッコーリー・バンク・リミテッド等が法令、諸規則又はこれらの者が関係法令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合、当該行使指示に従い第1回新株予約権が行使される結果マッコーリー・バンク・リミテッド及び非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限り、）でマッコーリー・バンク・リミテッドと特別の関係にあるもの（外為法第26条第2項第3号、対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定めるものを意味します。以下「マッコーリー・バンク・リミテッド関係者」といいます。）の所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の10%以上となる場合、当該行使指示に従い第1回新株予約権が行使される結果マッコーリー・バンク・リミテッドが所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の5%を超える場合、当社がコミットメント条項付き第三者割当て契約において行った表明保証と同様の表明保証を、マッコーリー・バンク・リミテッドが第1回新株予約権を行使する直前に行ったと仮定した場合、そのいずれかが真実でなく、または不正確である場合、当該行使義務期間におけるいずれかの取引日において取引終了時における当該取引日の当社普通株式の取引額が15,000,000円を下回った場合のいずれかの事由が存在するとマッコーリー・バンク・リミテッドが合理的に判断した場合には、その旨を当社に通知することにより、当該事由が消滅した日（但し、かかる事由が消滅した時点において取引所におけるその日の売買立会が終了している場合又は取引日でない場合は、翌取引日）から3取引日が経過するまでは、マッコーリー・バンク・リミテッドは当該行使指示に従った第1回新株予約権の行使義務を負わないものとします（但し、マッコーリー・バンク・リミテッドの任意でかかる期間が経過する前に行使することはできるものとします。）。上記に定めるいずれかの事由の発生によりマッコーリー・バンク・リミテッドが第1回新株予約権の行使義務を負わない期間は、行使義務期間から除外され、行使義務期間は当該期間に属する取引分延長されるものとします。

また、当該行使義務期間中、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が245円(以下、本項において「下限価額」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定の準用により下限価額も調整を受けます。)を一度でも下回った場合、マッコーリー・バンク・リミテッドは当該指示に基づく第1回新株予約権の行使義務を負いません。

当社がマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、一度に第1回新株予約権の行使を指示できる数には上限が定められています。一度に行使を指示することができる第1回新株予約権の数は、当該行使指示に基づく第1回新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該行使指示が効力を生ずる日の直前の取引日を最終日とする20取引日又は60取引日の間の取引所における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%相当分を超えない数、第1回新株予約権が行使される結果マッコーリー・バンク・リミテッド及びマッコーリー・バンク・リミテッド関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の9.99%を超えないこととなる数、第1回新株予約権を行使される結果マッコーリー・バンク・リミテッドが所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の5%を超えないこととなる数、又は別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e.株券等の保有方針 イ マッコーリー・バンク・リミテッド」欄に記載された行使制限に定める上限のうち、いずれか少ない数を超えない限度に制限されます。

また、当社がマッコーリー・バンク・リミテッドに対して複数回の行使指示を行う場合には、前回の行使指示を行った日又はマッコーリー・バンク・リミテッドが第1回新株予約権を行使した日のいずれか遅い日を初日として10取引日(又は当社とマッコーリー・バンク・リミテッドが合意するより短い期間)以上の間隔を空けることとされています。さらに、当社に適用のある法令・規則の下において当社に公表が義務付けられているにもかかわらず未公表である情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合、当社がコミットメント条項付き第三者割当て契約において行った表明保証と同様の表明保証を、マッコーリー・バンク・リミテッドが第1回新株予約権を行使する直前に行ったと仮定した場合、そのいずれかが真実でなく、または不正確である場合、当社が別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に基づく通知を発しているか、当社に別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第2項に定める事由が発生している場合、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項に基づくマッコーリー・バンク・リミテッドからの通知が発せられている場合には、当社がかかる行使指示を行うことはできません。なお、当社は、上記の行使指示を行った場合、その都度公表いたします。また、マッコーリー・バンク・リミテッドによる第1回新株予約権の行使が行使指示が行われた場合のみ行われたと仮定した場合、平成23年6月15日以降の2ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均売買高は316,000株であることから、かかる平均売買高を基準にすると、権利行使期間中に行使される第1回新株予約権の数は、第1回新株予約権の総数の10分の9程度になりますが、平成23年6月14日以前の3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均売買高は144,000株であることから、かかる平均売買高を基準にすると、権利行使期間中に行使される第1回新株予約権の数は、第1回新株予約権の総数の10分の4程度になります。

また、当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づき、第1回新株予約権の権利行使期間の満了日、当該満了日以前に第1回新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、当社がマッコーリー・バンク・リミテッドの保有する第1回新株予約権の全部を取得した日及びコミットメント条項付き第三者割当て契約が解除された日、のいずれか先に到来する日から12ヶ月が経過する日までの間に、次の(i)乃至(iii)のいずれかの証券(権利)(以下、本項において「新株及び新株予約権等」という。)を当社が第三者に対し発行(自己株式の処分を含む。)しようとする場合(但し、当社の従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。))の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券(権利)を発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除く。)には、当社が当該第三者に対する新株及び新株予約権等の発行に合意する前に、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意するものとします。

()当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)又は当社に取得させることができる証券(権利)

()当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)又は当社に取得させることができる証券(権利)

()当社株式又は当社株式の交付を請求できる新株予約権

このとき、マッコーリー・バンク・リミテッドが当該新株及び新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して同条件にて新株及び新株予約権等を発行いたします。

また、当社の従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。))の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除き、第1回新株予約権が残存する間、当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドの事前の書面による同意(かかる同意は不合理に留保されてはならないものとします。)がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行することができないものとします。

その他、コミットメント条項付き第三者割当て契約においては、コミットメント条項付き第三者割当て契約に明記する当該契約に基づくマッコーリー・バンク・リミテッドによる第1回新株予約権の払込義務の前提条件のいずれかにつき、マッコーリー・バンク・リミテッドが合理的に満足せず、かつ、放棄もされていない場合、当社の表明保証に誤りがある場合若しくは表明保証時点以降不正確になった場合、又は誓約・合意に違反した場合、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に定める事由が発生した場合、マッコーリー・バンク・リミテッドの責によらない事由の発生により、マッコーリー・バンク・リミテッドがコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づく取引の継続可能性につき合理的な懸念を抱くに至った場合、当社が犯罪組織その他の反社会的勢力である、または、反社会的勢力と関係を持っていると認められた場合等には、一定の条件のもとで、マッコーリー・バンク・リミテッドによる解除を可能とし、上記各事由を理由として解除された場合、マッコーリー・バンク・リミテッドは当社に通知することにより第1回新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、かかる請求を受けた場合、15取引日以内に当社が第1回新株予約権1個当たり発行価額と同額で当該第1回新株予約権を取得するとともに、マッコーリー・バンク・リミテッドに生じた損失を補償する旨を合意するものとします。

また、第1回新株予約権に係る修正日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が下限価額を下回る場合には、第1回新株予約権を行使することはできません。

さらに、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に記載のとおり、当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の150%以上と想定しております。なお、当社がコール・オプションを行使した場合でも、マッコーリー・バンク・リミテッドは、当社取締役会が指定する第1回新株予約権の取得日の前日までは、第1回新株予約権を行使することができます。

一方、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項に記載のとおり、第1回新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が164円を下回った場合には、マッコーリー・バンク・リミテッドは、それ以降いつでも、当社に対して第1回新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項に記載のとおり、第1回新株予約権1個当たり5,450円の金銭を支払うことにより第1回新株予約権を取得します。

(2)資金調達方法の選択理由

当社は資金調達を行うにあたり、金融機関からの借入による資金調達につきましても検討いたしました。連続して赤字を計上している当社の財務状況に勘案し、自己資本増強による財務基盤の強化の必要性の観点から、断念せざるを得ませんでした。また、社債は償還期に元本全額の償還が必要になるため財務状態を逼迫する可能性があることや、中期経営計画に鑑み当社の資金需要は比較的長期間に亘り継続的に発生するものであることから、社債による資金調達は検討対象から除外せざるを得ませんでした。また、株主割当てによる資金調達は、調達資金が確保できるかが他の資金調達方法に比べ極めて不確実であること、公募増資による新株発行についても、外国為替市場において円高・ドル安の急速な進行により株式市場は調整色を強め、公募増資によって一度に全株式を発行すると株価への影響が懸念される状況になったことから、第三者割当てによるエクイティ・ファイナンスの手法に基づく資金調達を検討せざるを得ませんでした。

今回の行使価額修正条項付き新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法は、第1回新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は6,500,000株となり、発行済株式の総数である38,157,103株を分母とする希薄化率は17.03%となる見込みです。このため、行使による現在及び将来における発行済株式総数の増加により、当社株主に対し1株当たりの利益の希薄化等の影響を及ぼす可能性があり、以下の(3)本スキームの特徴に記載の[メリット]及び[デメリット]があります。そして、今回の行使価額修正条項付き新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法は、通常の新株予約権発行に比べ、行使価額修正条項付き新株予約権の発行は、第1回新株予約権行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても投資家にとっては行使しやすく、また、株式の第三者割当てと異なり、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっており、株価の動向等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら、長期間に亘って継続的に発生するという当社グループの資金需要を満たしつつ、自己資本を増強することが可能であることから、以下の(3)本スキームの特徴に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最良の選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(3)本スキームの特徴

第1回新株予約権による資金調達スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

資金需要の発生時期及び金額に合わせて、当社がマッコーリー・バンク・リミテッドに新株予約権の行使の数と行使の時期を指示することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を相当程度抑えることが可能である。

第1回新株予約権の目的である当社普通株式数は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に基づく第1回新株予約権行使価額の調整が行われない限り、第1回新株予約権行使価額の修正に関らず6,500,000株で一定であり、総議決権数に対する割合における希薄化率は、最大でも17.94%までに制限される。

一度に第1回新株予約権の行使を指示できる数には上限(行使指示日の前取引日までの20取引日又は60取引日間における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%を超えないこととなる数、

当該第1回新株予約権の行使の結果マッコーリー・バンク・リミテッド及びマッコーリー・バンク・リミテッド関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の9.99%を超えないこととなる数、当該第1回新株予約権の行使の結果マッコーリー・バンク・リミテッドが所有している当社株式に係る議決権数が当社の総議決権数の5%を超えないこととなる数、又は別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針 イ マッコーリー・バンク・リミテッド」欄に記載された行使制限に定める上限のうち、いずれか少ない方を超えない限度)があるため、株価に対する一時的な影響を抑えることができる。

株価が上昇し、有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、有利あるいは効果的な調達方法を選択し実行することができる。

[デメリット]

株価の下落により第1回新株予約権行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少する。

別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針 イ マッコーリー・バンク・リミテッド」欄に記載のとおり、マッコーリー・バンク・リミテッドは原則として第1回新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有していない。そのため、下方修正された第1回新株予約権行使価額に基づき発行された株式が市場において売却された場合には、市場株価の下落を招く可能性がある。

株価が164円を下回る場合、マッコーリー・バンク・リミテッドは当社に対して第1回新株予約権の発行価額と同額で第1回新株予約権を買取るよう請求する権利を有することになり、一度に調達できる資金調達額が減少する。

一度に第1回新株予約権の行使を指示できる数には上限があるため、当社株式の流動性が低下した場合、一度に第1回新株予約権の行使を指示できる数が減少することになり、資金調達額が減少する。なお、平成23年6月15日以降の2ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均売買高は316,000株であることから、権利行使期間中に全ての第1回新株予約権が行使される可能性は相当程度高いものの、平成23年6月14日以前の3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均売買高は144,000株であることから、平成23年6月15日以降の2ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均売買高を基準にした場合に比べ、権利行使期間中に全ての第1回新株予約権が行使される可能性は低くなる。

当社の手取額は第1回新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移及び第1回新株予約権の行使についての当社の行使指示の条件等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

[他の資金調達方法との比較]

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるが、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きい。

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きい。

行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正型の新株予約権については、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指示することができず、また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難である。

- 3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で締結する予定の取り決めの内容
該当事項なし
 - 4 当社の株券の売買についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
 - 5 当社の株券の貸借に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドと当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
 - 6 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし
 - 7 第1回新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 第1回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第1回新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う第1回新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
 - (2) 第1回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 第1回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
 - 8 新株予約権証券の不発行
当社は、第1回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- (3)【新株予約権証券の引受け】
該当事項なし

2【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	1,600個
発行価額の総額	316,800円
発行価格	第2回新株予約権1個当たり198円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成23年9月12日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	国際航業ホールディングス株式会社 管理本部総務部
払込期日	平成23年9月12日
割当日	平成23年9月12日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店

- (注) 1 第2回新株予約権（第三者割当て）は、平成23年8月25日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
別途、第1回新株予約権（第三者割当て）についても、平成23年8月25日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
- 3 第2回新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<p>1 第2回新株予約権の目的となる株式の総数は1,600,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により第2回新株予約権行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により第2回新株予約権行使価額が修正された場合、第2回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準 第2回新株予約権行使価額は、別記「(2)新株予約権の内容等（注）」第7項第(1)号に定める第2回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（以下、本項において「修正日」という。）の直前取引日（各行使請求に係る通知を当社が受領した時に取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、直前取引日とは当該修正日とする。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額（1円未満の端数を切り捨てる。）が、当該修正日の直前に有効な第2回新株予約権行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 245円（但し、第2回新株予約権行使価額の調整が必要となる場合の規定を準用して第2回新株予約権行使価額の下限も調整されることがある。） 第2回新株予約権の行使制限により、当該直前取引日の当社普通株式の終値が245円（平成23年8月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の75%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額）を下回る場合、第2回新株予約権の行使が制限されるため、245円（平成23年8月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の75%（75%×100%）に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額）が第2回新株予約権行使価額の下限となる。</p> <p>5 割当株式数の上限 1,600,000株（発行済株式総数に対する割合は、4.19%）</p> <p>6 第2回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限 392,000,000円（本欄第4項に記載の第2回新株予約権行使価額の下限にて第2回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額、但し、第2回新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）</p> <p>7 第2回新株予約権には、第2回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、第2回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に第2回新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p>
<p>新株予約権の目的と なる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。 なお、当社は単元株式制度を採用しており、1単元の株数は1,000株である。</p>
<p>新株予約権の目的と なる株式の数</p>	<p>1 第2回新株予約権の目的である株式の総数は、1,600,000株とする（第2回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、本項において「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第2回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p>

- 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って第2回新株予約権行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前第2回新株予約権行使価額及び調整後第2回新株予約権行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前第2回新株予約権行使価額及び調整後第2回新株予約権行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前第2回新株予約権行使価額}}{\text{調整後第2回新株予約権行使価額}}$$

- 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による第2回新株予約権行使価額の調整に関し、各号に定める調整後第2回新株予約権行使価額を適用する日と同日とする。
- 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第2回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各第2回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、第2回新株予約権行使価額(但し、本欄第2項及び第3項によって修正又は調整された場合は、当該修正又は調整後の第2回新株予約権行使価額)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 第2回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「第2回新株予約権行使価額」という。)は、当初359円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額(以下、本項において「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な第2回新株予約権行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、第2回新株予約権行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。別記「(2)新株予約権の内容等(注)」第7項第(1)号に定める第2回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時に、取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、直前取引日とは当該修正日とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第2回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本項において「行使価額調整式」という。)をもって第2回新株予約権行使価額を調整する。</p> $\text{調整後第2回新株予約権行使価額} = \text{調整前第2回新株予約権行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により第2回新株予約権行使価額の調整を行う場合及び調整後の第2回新株予約権行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の第2回新株予約権行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の第2回新株予約権行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p>
-----------------------	---

調整後の第2回新株予約権行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の第2回新株予約権行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の第2回新株予約権行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第2回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{調整前第2回新株} \\ \text{予約権行使価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整後第2回新株} \\ \text{予約権行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前第2回新株予約権行} \\ \text{使価額により当該期間内に} \\ \text{交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後第2回新株予約権行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の第2回新株予約権行使価額と調整前の第2回新株予約権行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、第2回新株予約権行使価額の調整は行わない。但し、その後第2回新株予約権行使価額の調整を必要とする事由が発生し、第2回新株予約権行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前第2回新株予約権行使価額に代えて調整前第2回新株予約権行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の第2回新株予約権行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の第2回新株予約権行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の第2回新株予約権行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第2回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な第2回新株予約権行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために第2回新株予約権行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により第2回新株予約権行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>第2回新株予約権行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の第2回新株予約権行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 第2回新株予約権行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の第2回新株予約権行使価額の適用開始日の前日までに、第2回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びにその事由、調整前の第2回新株予約権行使価額、調整後の第2回新株予約権行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>574,716,800円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、第2回新株予約権行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第2回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第2回新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 第2回新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第2回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各第2回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成23年9月13日から平成25年3月12日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 第2回新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 第2回新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 第2回新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 第2回新株予約権に係る修正日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が245円(別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定を準用して調整される。)を下回る場合は、当該第2回新株予約権の行使はできない。</p> <p>2 各第2回新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、第2回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第2回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第2回新株予約権1個当たり198円の価額で、第2回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第2回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。第2回新株予約権に関する他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第2回新株予約権者に対する第2回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して第2回新株予約権者が得たいかなる情報も適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第2回新株予約権1個当たり198円の価額で、第2回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第2回新株予約権の全部を取得する。第2回新株予約権に関する他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第2回新株予約権者に対する第2回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して第2回新株予約権者が得たいかなる情報も適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>3 第2回新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が164円を下回った場合には、第2回新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、第2回新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、第2回新株予約権1個当たり198円の価額で、当該取得請求にかかる第2回新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1 第2回新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社および当社子会社からなる国際航業グループは、平成19年10月に、今後のグループ全体の成長戦略をより確実に推進し、持続的な成長を目指すため現在の持株会社体制へと移行いたしました。

当社グループにおける従来からの主要事業領域である公共市場は、公共事業費の縮減と更なる価格競争が激化する中で、当社グループにおいては生産活動におけるコスト削減化やグループ経営管理体制の強化等に取り組んでまいりましたが、保有不動産による安定収益がグループ業績を下支えしていたものの、平成23年3月期まで経常利益は4期連続、当期純利益は3期連続赤字を計上する等、黒字の確保には至りませんでした。

当社グループとして、財政の逼迫、公共事業機会の減少、地理・空間情報事業のデジタル化、地球温暖化と災害の多発化、資源価格の高騰等の外部環境の変化に対応し、持続的な成長を実現していくためには事業の転換が急務であり、事業競争力の強化を図るとともに、平成23年3月期決算においてシンガポールにおけるデータセンター開発向け債権に対する貸倒引当金の計上や遊休不動産の減損損失により特別損失28億9千万円を計上する等、過去の投資に関わる損失を一掃し、今後の成長戦略を軌道にのせるための取組みを推進してきました。

このような状況のもと、当社グループは、従来の請負型から行政支援、住民サービスといった付加価値提供型への転換を図りつつ、経営資源を最適に配分する事業ポートフォリオの見直しを進め、平成22年度より「グリーン・インフラ事業のリーディングカンパニー」を目指した中期経営計画2010に基づき、既存事業の組み換えと新規事業への展開を推進し、オバマ米大統領が、低迷する米国景気浮揚策として打ち出したグリーン・ニューディール政策以降、社会的必要性が急速に増加している環境・エネルギー分野を新たな主軸とする取組みに注力してきました。

同分野は当社がこれまで取り組んできた「空間情報サービス」（地形や地層、気候、河川、海洋に関する正確なデータ）が太陽光発電施設等の適地選定に役立つのと同時に同施設を地域コミュニティ（自治体）につくるとき、当社グループが抱える全国の拠点網と各自治体との今まで培った関係により、発電によって得られる利益を各コミュニティへ還元することに加えて地域を活性化していく方法が提案できる等、シナジーが充分発揮できる分野であると考えております。

平成23年度については、特に東日本大震災による影響と、平成24年4月を開始予定として導入が検討されている再生可能エネルギーの全量買取制度による足元の事業環境の変化を包含して、平成23年度からの新たな3年間（ローリングプラン）を対象とした中期経営計画2011を平成23年5月に策定いたしました。

中期経営計画2011においては、これまでの活動成果を踏まえて、真のグリーン・インフラ企業への転換を通じて、人々の安全・安心な暮らしと、地球環境に負荷をかけない低炭素型の活動が営まれるまちをグリーンコミュニティと位置づけ、そのグリーンコミュニティの実現を目指すことを新たなグループ方針として定めております。

このグループ経営方針を実行するには、各事業セグメントにおいて積極的な設備投資を行いつつ、自社の競争力を高めていくことが必要不可欠です。そのため、中期経営計画2011では対象期間中の3年間において以下の主要な設備投資を行ってまいります。

<国内外における太陽光発電所の開発>

今年度においては欧州、日本及びアジアにおいて少なくとも約20～30メガワット、来年度においても同程度の規模の発電所の開発を計画しております。現在の発電所の建設費用は欧州で1メガワットあたり3億円、日本等においては4億円程度を要する状況にあります。年間20～30メガワットの開発においては総額約70～100億円、うち銀行借入や事業パートナーやファンドからの出資等を除いた部分が当社グループとして必要な資金需要となります。

当社グループの発電所開発事業は全てが自己資金により開発から保有まで行うものではなく、開発後に長期保有投資家へ売却する、あるいは開発業務サービスを提供するというビジネス形態もあり、また開発資金においても事業パートナーとの共同投資の形態により取組むことも想定されますが、平成23年9月～平成25年3月に想定される20～30メガワットの太陽光発電所の建設のための土地確保、開発及び太陽電池モジュールの購入費用等の支払資金として23億5千万円の充当を予定しております。

太陽光発電施設開発については一度に資金需要は発生するものではなく、開発ステージ毎に継続的に資金需要が発生するものであるところ、当該資金調達により当社が本件事業主体となる当社子会社である国際ランド&ディベロップメント株式会社及びKOKUSAI EUROPE GmbH等へ継続的に貸付を実施し、当社子会社から支払いを継続的に実施する予定です。

<中国における空間情報を活用したサービス提供>

経済の発展が目覚ましい中国に対して日本の企業の進出が増加する中、当社子会社である国際航業株式会社は、流通・小売業等の企業に対して日本で提供するのと同等の出展候補地近辺の競合店調査及び交通量調査等のエリアマーケティングサービスを現地企業と共同で提供する準備を進めております。

当該資金調達により現在当社が同社から借り入れている借入金を返済する形で、同社が中国で当該サービス提供をする目的で100%出資子会社として設立する現地法人への出資金（7千万円）及び貸付金（3千万円）に充当することを見込んでいます。

< 行政業務支援サービス向けのシステム開発 >

当社会社である国際航業株式会社は全国の自治体に対して、固定資産台帳等をはじめとする空間情報システムを販売しておりますが、今後これらのシステムの更新を実施する予定です。一連の更新開発においては平成22年度より開始し、その総額は約6億円を想定しております。今年度はそのうち約4億7千万円のシステム開発を予定しており、当該資金調達により、現在当社が同社から借り入れている借入金を返済する形で、システムの更新費用として充当することを見込んでおります。従来は自治体の中で別々に管理がなされ、且つデータ化されていない道路、下水道、上水道、都市計画、固定資産税等の紙の台帳を1つの地図データ上に階層化（3次元化）することで、災害発生時等に瞬時に道路、下水道、上水道が集中している地域を把握し、復旧やメンテナンスに着手できるようになる等、今回のシステム更新を通じて行政の効率化・高度化の支援に努めてまいります。

当社は本新株予約権の発行により調達した資金をこれら投資計画に充当することで、既存事業の強化を図りつつ、環境・エネルギー分野における事業の加速を通じて真のグリーン・インフラ企業への転換により事業収益の拡大と共に持続的成長が見込まれることから、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、本新株予約権の発行を決定いたしました。

2 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

第2回新株予約権の第三者割当てによる資金調達は、当社が、割当予定先のうち日本アジアグループ株式会社に対し、行使価額修正条項付き新株予約権を第三者割当ての方法によって割り当て、日本アジアグループ株式会社による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みになっております。

当社は日本アジアグループ株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

当該契約に基づき、当社は、日本アジアグループ株式会社に割り当てた新株予約権について、日本アジアグループ株式会社自らの判断で行使が行われるとともに、当社は、第2回新株予約権の行使期間（平成23年9月13日から平成25年3月12日までの期間）の始期からその満了日の20取引日前の日（当日を除く。）までの期間中、一定の制限の範囲内で当社の判断に基づき、当社が指示する数の第2回新株予約権を行使するよう、日本アジアグループ株式会社に対して行使指示を行うことができます。日本アジアグループ株式会社は、かかる行使指示を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指示された数の第2回新株予約権を、当該行使指示が効力を生じた日から20取引日以内又は合意した取引日のどちらか短い期間（以下、本項において「行使義務期間」という。）中に1回又は複数回に分けて行使することを確約します。但し、当社に適用のある法令・規則の下において当社に公表が義務付けられているにもかかわらず未公表である情報等が存在している場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合、政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制等当局を含む。）、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、日本アジアグループ株式会社等が法令、諸規則又はこれらの者が関係法令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合、当社がコミットメント条項付き第三者割当て契約において行った表明保証と同様の表明保証を、日本アジアグループ株式会社が第2回新株予約権を行使する直前に行ったと仮定した場合、そのいずれかが真実でなく、または不正確である場合、当該行使義務期間におけるいずれかの取引日において取引終了時における当該取引日の当社普通株式の取引額が15,000,000円を下回った場合のいずれかの事由が存在すると日本アジアグループ株式会社が合理的に判断した場合には、その旨を当社に通知することにより、当該事由が消滅した日（但し、かかる事由が消滅した時点において取引所におけるその日の売買立会が終了している場合又は取引日でない場合は、翌取引日）から3取引日が経過するまでは、日本アジアグループ株式会社は当該行使指示に従った第2回新株予約権の行使義務を負わないものとします（但し、日本アジアグループ株式会社の任意でかかる期間が経過する前に行使することはできるものとします。）。上記に定めるいずれかの事由の発生により日本アジアグループ株式会社が第2回新株予約権の行使義務を負わない期間は、行使義務期間から除外され、行使義務期間は当該期間に属する取引分延長されるものとします。

また、当該行使義務期間中、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が245円(以下、本項において「下限価額」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定の準用により下限価額も調整を受けます。)を一度でも下回った場合、日本アジアグループ株式会社は当該指示に基づく第2回新株予約権の行使義務を負いません。

当社が日本アジアグループ株式会社に対し、一度に第2回新株予約権の行使を指示できる数には上限が定められています。一度に行使を指示することができる第2回新株予約権の数は、当該行使指示に基づく第2回新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該行使指示が効力を生ずる日の直前の取引日を最終日とする20取引日又は60取引日の間の取引所における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%相当分を超えない数、又は別記「第3 第三者割当ての場合の特記事項 1 割当て予定先の状況 e.株券等の保有方針 口 日本アジアグループ株式会社」欄に記載された行使制限に定める上限のうち、いずれか少ない数を超えない限度に制限されます。

また、当社が日本アジアグループ株式会社に対して複数回の行使指示を行う場合には、前回の行使指示を行った日又は日本アジアグループ株式会社が第2回新株予約権を行使した日のいずれか遅い日を初日として10取引日(又は当社と日本アジアグループ株式会社が合意するより短い期間)以上の間隔を空けることとされています。さらに、当社に適用のある法令・規則の下において当社に公表が義務付けられているにもかかわらず未公表である情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合、当社がコミットメント条項付き第三者割当て契約において行った表明保証と同様の表明保証を、日本アジアグループ株式会社が第2回新株予約権を行使する直前に行ったと仮定した場合、そのいずれかが真実でなく、または不正確である場合、当社が別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に基づく通知を発しているか、当社に別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第2項に定める事由が発生している場合、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項に基づく日本アジアグループ株式会社からの通知が発せられている場合には、当社はかかる行使指示を行うことはできません。なお、当社は、上記の行使指示を行った場合、その都度公表いたします。また、日本アジアグループ株式会社による第2回新株予約権の行使が行使指示が行われた場合のみ行われたと仮定した場合、平成23年6月15日以降の2ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均売買高及び平成23年6月14日以前の3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均売買高のいずれの当社普通株式の1日当たり平均売買高を基準にしたとしても、権利行使期間中に全ての第2回新株予約権が行使されることとなります。

また、当社は、日本アジアグループ株式会社との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づき、当該契約締結日翌日以降、第2回新株予約権の権利行使期間の満了日、当該満了日以前に第2回新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、当社が日本アジアグループ株式会社の保有する第2回新株予約権の全部を取得した日及びコミットメント条項付き第三者割当て契約が解除された日、のいずれか先に到来する日から12ヶ月が経過する日までの間に、次の(i)乃至(iii)のいずれかの証券(権利)(以下、本項において「新株及び新株予約権等」という。)を当社が第三者に対し発行(自己株式の処分を含む。)しようとする場合(但し、当社の従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券(権利)を発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除く。)には、当社が当該第三者に対する新株及び新株予約権等の発行に合意する前に、日本アジアグループ株式会社に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意するものとします。

()当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)又は当社に取得させることができる証券(権利)

()当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)又は当社に取得させることができる証券(権利)

() 当社株式又は当社株式の交付を請求できる新株予約権

このとき、日本アジアグループ株式会社が当該新株及び新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、日本アジアグループ株式会社に対して同条件にて新株及び新株予約権等を発行いたします。

また、当社の従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除き、第2回新株予約権が残存する間、当社は、当該契約締結日翌日以降、日本アジアグループ株式会社の事前の書面による同意（かかる同意は不合理に留保されてはならないものとします。）がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行することができないものとします。

その他、コミットメント条項付き第三者割当て契約においては、コミットメント条項付き第三者割当て契約に明記する当該契約に基づく日本アジアグループ株式会社による第2回新株予約権の払込義務の前提条件のいずれかにつき、日本アジアグループ株式会社が合理的に満足せず、かつ、放棄もされていない場合、当社の表明保証に誤りがある場合若しくは表明保証時点以降不正確になった場合、又は誓約・合意に違反した場合、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に定める事由が発生した場合、日本アジアグループ株式会社の責によらない事由の発生により、日本アジアグループ株式会社がコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づく取引の継続可能性につき合理的な懸念を抱くに至った場合、当社が犯罪組織その他の反社会的勢力である、または、反社会的勢力と関係を持っていると認められた場合等には、一定の条件のもとで、日本アジアグループ株式会社による解除を可能とし、上記各事由を理由として解除された場合、日本アジアグループ株式会社は当社に通知することにより第2回新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、かかる請求を受けた場合、15取引日以内に当社が第2回新株予約権1個当たり発行価額と同額で当該第2回新株予約権を取得するとともに、日本アジアグループ株式会社に生じた損失を補償する旨を合意するものとします。

また、第2回新株予約権に係る修正日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が下限価額を下回る場合には、第2回新株予約権を行使することはできません。

さらに、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に記載のとおり、当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の150%以上と想定しております。なお、当社がコール・オプションを行使した場合でも、日本アジアグループ株式会社は、当社取締役会が指定する第2回新株予約権の取得日の前日までは、第2回新株予約権を行使することができます。

一方、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項に記載のとおり、第2回新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が164円を下回った場合には、日本アジアグループ株式会社は、それ以降いつでも、当社に対して第2回新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項に記載のとおり、第2回新株予約権1個当たり198円の金銭を支払うことにより第2回新株予約権を取得します。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、日本アジアグループ株式会社との関係を維持しつつ、今回の資金調達を行うとの観点から、第三者割当てによるエクイティ・ファイナンスの手法による資金調達を検討せざるを得ませんでした。そして、株式の第三者割当てによる資金調達は外国為替市場において円高・ドル安の急速な進行により株式市場は調整色を強め、一度に全株式を発行すると株価への影響が懸念される状況になったことから断念せざるを得ませんでした。

今回の行使価額修正条項付き新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法は、第2回新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は1,600,000株となり、発行済株式の総数である38,157,103株を分母とする希薄化率は4.19%となる見込みです。このため、行使による現在及び将来における発行済株式総数の増加により、当社株主に対し1株当たりの利益の希薄化等の影響を及ぼす可能性があり、以下の(3)本スキームの特徴に記載の[メリット]及び[デメリット]があります。そして、今回の行使価額修正条項付き新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法は、通常の新株予約権発行に比べ、行使価額修正条項付き新株予約権の発行は、第2回新株予約権行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても投資家にとっては行使しやすいというメリットがあり、また、株式の第三者割当てと異なり、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっており、株価の動向等を勘案しながら機動的に資金を調達しつつ、日本アジアグループ株式会社との関係を維持することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら、自己資本を増強し、長期間に亘って継続的に発生するという当社グループの資金需要を満たしつつ、日本アジアグループ株式会社との関係を維持することが可能であることから、以下の(3)本スキームの特徴に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最良の選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(3)本スキームの特徴

第2回新株予約権による資金調達スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

資金需要の発生時期及び金額に合わせて、当社が日本アジアグループ株式会社に新株予約権の行使の数と行使の時期を指示することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を相当程度抑えることが可能である。

第2回新株予約権の目的である当社普通株式数は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に基づく第2回新株予約権行使価額の調整が行われしない限り、第2回新株予約権行使価額の修正に関らず1,600,000株で一定であり、総議決権数に対する割合における希薄化率は、最大でも4.41%までに制限される。

一度に第2回新株予約権の行使を指示できる数には上限(行使指示日の前取引日までの20取引日又は60取引日間における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%を超えないこととなる数、又は別記「第3 第三者割当ての場合の特記事項 1 割当て予定先の状況 e.株券等の保有方針 ロ 日本アジアグループ株式会社」欄に記載された行使制限に定める上限のうち、いずれか少ない方を超えない限度)があるため、株価に対する一時的な影響を抑えることができる。

株価が上昇し、有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、有利あるいは効果的な調達方法を選択し実行することができる。

[デメリット]

株価の下落により第2回新株予約権行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少する。

株価が164円を下回る場合、日本アジアグループ株式会社は当社に対して第2回新株予約権の発行価額と同額で第2回新株予約権を買取るよう請求する権利を有することになり、資金調達額が減少する。

一度に第2回新株予約権の行使を指示できる数には上限があるため、当社株式の流動性が低下した場合、一度に第2回新株予約権の行使を指示できる数が減少することになり、一度に調達できる資金調達額が減少する。

当社の手取額は第2回新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移及び第2回新株予約権の行使についての当社の行使指示の条件等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

[他の資金調達方法との比較]

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるが、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きい。

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きい。

行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正型の新株予約権については、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指示することができず、また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となり、加えて日本アジアグループ株式会社による新株予約権の行使が困難になってしまう。

- 3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について日本アジアグループ株式会社との間で締結する予定の取り決めの内容

該当事項なし

- 4 当社の株券の売買について日本アジアグループ株式会社との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

- 5 当社の株券の貸借に関する事項について日本アジアグループ株式会社と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項なし

- 6 その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

- 7 第2回新株予約権の行使請求の方法

(1) 第2回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第2回新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う第2回新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 第2回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 第2回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

- 8 新株予約権証券の不発行

当社は、第2回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,943,641,800	23,000,000	2,920,641,800

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（35,741,800円）に、本新株予約権が全て行使され、それらの行使価額の平均が当初行使価額である359円とした場合の本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（2,907,900,000円）を合算した金額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

4 発行諸費用の概算額の内訳は、価格算定費用3,000,000円、弁護士費用7,000,000円並びにその他調査費用、有価証券届出書作成費用及び登記費用等13,000,000円であります。

5 払込金額の総額は、第1回新株予約権の発行価額の総額（35,425,000円）に、第1回新株予約権が全て行使され、第1回新株予約権行使価額の平均が当初第1回新株予約権行使価額である359円とした場合の第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（2,333,500,000円）を合算した金額及び第2回新株予約権の発行価額の総額（316,800円）に、第2回新株予約権が全て行使され、第2回新株予約権行使価額の平均が当初第2回新株予約権行使価額である359円とした場合の第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（574,400,000円）を合算した金額の合計になります。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり2,920,641,800円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、上記差引手取概算額の合計額2,920,641,800円については、現時点で次のとおり充当する予定であります。具体的な金額及び使途については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
国内外における太陽光発電所の開発	2,350	平成23年9月 ～平成25年3月
中国における空間情報を活用したサービス提供	100	平成23年9月 ～平成25年3月
行政業務支援サービスに向けたシステム開発	470	平成23年9月 ～平成24年6月

(注) 1 調達した資金については、支出までの期間、当社の取引先銀行の預金口座等で保管する予定です。

2 使途の国内外における太陽光発電所の開発資金については、当社が当社子会社である国際ランド&ディベロップメント株式会社及びKOKUSAI EUROPE GmbH等へ貸付を実施し、当社子会社で発生する平成23年9月～平成25年3月に想定される20～30メガワットの太陽光発電所の建設のための土地確保、開発及び太陽電池モジュールの支払資金として充当する予定です。

3 使途の中国における空間情報を活用したサービス提供のための資金については、現在当社が当社子会社である国際航業株式会社から借り入れている借入金を返済する形で、同社が中国で当該サービス提供をする目的で100%出資子会社として設立する現地法人への出資金及び貸付金として充当する予定です。

4. 使途 の行政業務支援サービスに向けたシステム開発資金については、現在当社が当社子会社である国際航業株式会社から借り入れている借入金を返済する形で、同社が全国の自治体に対し販売している道路、下水道、上水道、都市計画、固定資産税等様々な行政業務を支援するシステムの更新費用として充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (英字名: Macquarie Bank Limited)	
	本店の所在地	Level2, No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし。	
	代表者の役職及び氏名	会長 H.K. マッキャン (H.K. McCann) CEO N.W. ムーア (N.W. Moore)	
	資本金	7,278百万豪ドル(624,962百万円) 換算レートは1豪ドル85.87円です(平成23年3月31日現在)	
	事業の内容	銀行業	
	主たる出資者及びその出資比率	マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッド 100% (英文字: Macquarie B.H. Pty Ltd,)	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項なし
	人事関係	該当事項なし	
	資金関係	該当事項なし	
	技術関係	該当事項なし	
	取引関係	該当事項なし	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、特記しているものを除き、平成23年8月25日現在のものです。

a. 割当予定先の概要	名称	日本アジアグループ株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	
	直近の有価証券報告書の提出日	第24期有価証券報告書 (自平成22年5月1日至平成23年4月30日) 平成23年7月28日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	日本アジアグループ株式会社は当社株式を21,540,000株(当社の発行済株式総数に対する割合は56.45%)を保有しております。
	人事関係	日本アジアグループ株式会社の取締役5名のうち2名は当社の取締役を兼務しております。また、日本アジアグループ株式会社の監査役3名のうち1名は当社の監査役を兼務しております。	
	資金関係	当社は日本アジアグループ株式会社に融資をしており、現在20億円の貸付残高があります。(平成23年6月30日現在)	
	技術関係	該当事項なし	
	取引関係	該当事項なし	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、特記しているものを除き、平成23年8月25日現在のものであります。

c. 割当予定先の選定理由

イ マッコーリー・バンク・リミテッド

マッコーリー・バンク・リミテッドは、代替エネルギー分野の将来性と資金ニーズに着目し、平成23年3月初旬にマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(東京支店)を通じて、当社に本件についての提案をしてまいりました。その後、マッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(東京支店)の担当者と面談を重ねた結果、マッコーリー・バンク・リミテッドの投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につきマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で協議・交渉を行うこととなりました。

当社は、今回の資金調達に際し、マッコーリー・バンク・リミテッド以外の他社の提案も検討しましたが、マッコーリー・バンク・リミテッドの提示した条件(コミットメント条項付きであること、マッコーリー・バンク・リミテッドが最終投資家であり証券手数料が発生しないこと、また同社は世界28カ国に拠点を有する商業銀行であり当社グループの今後の海外展開にとって本件のみならず更なる関係強化が期待できる等)が当社及び当社の既存株主の皆様にとって最も有利な内容であると判断し、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先として選定いたしました。

(注) マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本件第三者割当ては、日本証券業協会会員であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(東京支店)の斡旋を受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

ロ 日本アジアグループ株式会社

日本アジアグループ株式会社は、当社の親会社であり、純粋持株会社として、傘下に「金融サービス事業」を統括する中間持株会社日本アジアホールディングス株式会社と、「技術サービス事業」を統括する中間持株会社である当社を有し、これら二つの事業グループの独立した企業価値の拡大を求めつつ、両事業を「金融と技術の融合」の名のもとに協業、協働させる体制をとっております。

当社は、このような体制のもと、「空間情報コンサルティング事業」「グリーンプロパティ事業」及び「グリーンエネルギー事業」を中心とする「技術サービス事業」の拡大・収益化を加速させるとともに、日本アジアホールディングス株式会社の金融サービスを有効に活用しつつ、長期により安定的で高い収益体制の構築を目指してまいりました。また、日本アジアグループ株式会社は、当社の親会社であり、当社の現状の経営状態、及び今後の中長期の経営方針についての十分な理解があり、現在に至るまで事業戦略の実行に欠かせない支援を頂いております。

当社は、今後もこのような体制下で事業を推進し、特に環境・エネルギー分野に注力する上では、当社の親会社であり、当社の現状の経営状態、及び今後の中長期の経営方針についての十分な理解がある日本アジアグループ株式会社との関係の維持、強化を図ることが当社及び当社の既存株主の皆様にとって最善であると考えております。また、今回の資金調達に際しては、マッコーリー・バンク・リミテッドからの提案内容が当社にとって非常に有意義な内容であることを、マッコーリー・バンク・リミテッドとの面談を重ね具体化した6月頃に、日本アジアグループ株式会社へ相談した結果、日本アジアグループ株式会社から親会社としてもマッコーリー・バンク・リミテッドと同じタイミングで支援しつつ、関係を継続したいとの話があったものです。

このような理由から、日本アジアグループ株式会社を割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

イ マッコーリー・バンク・リミテッド

第1回新株予約権の目的である株式の総数は6,500,000株です。

ロ 日本アジアグループ株式会社

第2回新株予約権の目的である株式の総数は1,600,000株です。

e. 株券等の保有方針

イ マッコーリー・バンク・リミテッド

第1回新株予約権について、当社とマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約証書において、第1回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であり、また、譲渡が行われた場合、譲受人はコミットメント条項付き第三者割当て契約証書に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる予定です。

マッコーリー・バンク・リミテッドは、第1回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

また、当社とマッコーリー・バンク・リミテッドは、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項まで、及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中にマッコーリー・バンク・リミテッド及び日本アジアグループ株式会社が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

ロ 日本アジアグループ株式会社

第2回新株予約権について、当社と日本アジアグループ株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約証書において、第2回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であり、また、譲渡が行われた場合、譲受人はコミットメント条項付き第三者割当て契約証書に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる予定です。

日本アジアグループ株式会社は、第2回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しております。

また、当社と日本アジアグループ株式会社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にマッコリー・バンク・リミテッド及び日本アジアグループ株式会社が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

イ マッコリー・バンク・リミテッド

マッコリー・バンク・リミテッドからは、第1回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、マッコリー・バンク・リミテッドの2011年度アニュアルレポートにより、平成23年3月31日現在の現預金残高を確認しており、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

ロ 日本アジアグループ株式会社

日本アジアグループ株式会社からは、第2回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保できる旨の報告を受け、日本アジアグループ株式会社の第24期有価証券報告書により平成23年4月30日現在の財務状況を把握するとともに直近の試算表についても確認したところ、単体ベースにおいては全額行使するために充分と言える残高水準にはありませんでしたが、別途提出された平成23年7月29日現在の資金繰り表にて行使の時期までにはそれに足る金額が報告通り確保できることを確認しており、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

なお、当社が日本アジアグループ株式会社に対して有する20億円の貸付については、遅くとも平成24年3月末までには全額返済頂くとの確約を得ております。当社において当該貸付は季節的に発生する短期的な余裕資金の運用と捉えており、同回収資金は今後当社グループにて必要な短期運転資金に充当する予定であって、投資等の長期性の資金として転用出来ない性質の資金でありますので、第2回新株予約権発行に係る資金調達に影響を与えるものではありません。

g. 割当予定先の実態

イ マッコリー・バンク・リミテッド

マッコリー・バンク・リミテッドの株式を100%所有するマッコリーB.H. Pty Ltd,の所有者であるマッコリーグループ・リミテッドは、マッコリーグループの持ち株会社としてオーストラリア証券取引所(ASX)に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けております。また、マッコリーグループは、金融サービス機構の規制を受ける英国の銀行であるマッコリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。以上のような、マッコリー・バンク・リミテッドの属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、マッコリー・バンク・リミテッドのアニュアルレポート等で確認しており、マッコリー・バンク・リミテッド並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。なお、当社は、マッコリー・バンク・リミテッド及びその役員並びに主要株主が、反社会的勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。

ロ 日本アジアグループ株式会社

日本アジアグループ株式会社は、当社の親会社であり、東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、当社は、日本アジアグループ株式会社が反社会的勢力と一切関係を持たないことを宣言し役員に徹底していることを、コーポレート・ガバナンスに関する報告書にて確認しております。そして、担当者との面談によるヒアリングにより、当社は日本アジアグループ株式会社及びその役員並びに主要株主が、反社会的勢力との間に一切関係がないことを確認しており、このことは第2回新株予約権（第三者割当て）コミットメント条項付き第三者割当て契約証書の表明保証条項にも記載される予定です。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

イ マッコリー・バンク・リミテッド

当社は、第1回新株予約権の発行条件及びマッコリー・バンク・リミテッドとの間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した第1回新株予約権の価格の評価を第三者算定機関（株式会社ブルータス・コンサルティング、所在地：東京都港区赤坂二丁目17番22号）に依頼しました。当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付されたコール・オプション及び行使指示権、マッコリー・バンク・リミテッドの権利行使行動及びマッコリー・バンク・リミテッドの株式保有動向等について、当社及びマッコリー・バンク・リミテッドへのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

なお、当社に付されたコール・オプションは、いつでも行使することが可能な権利とされており、当社は、株価が一定程度上昇した場合、コール・オプションを行使するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の150%以上と設定しております。

また、マッコリー・バンク・リミテッドの行動については、マッコリー・バンク・リミテッド自らの判断により行使を行うとともに、当社が行使指示を行い、それを受けて行使をするものと想定しております。当社からの行使指示は、資金調達目的から、可能な限り必要な量の行使を指示するものとし、評価上は、発行個数である6,500個を権利行使期間の1年6ヶ月で除して得られる個数を目安に、10取引日に1度、マッコリー・バンク・リミテッドに対して約180個ずつ行使指示をするという前提を置いており、マッコリー・バンク・リミテッドの売却行動に関しては、当社の流動性に鑑み、第1回新株予約権の権利行使期間が1年6ヶ月間であることから、直近1年6ヶ月間の平均売買出来高を参考に約1万7千株程度を目安として日々売却していく前提を置いております。当該前提については、将来の売買出来高を客観的に算定する評価モデルが確立していないことに鑑みますと、現在の流動性が将来においても継続するという前提を採用することで不合理ではないと、当社及びマッコリー・バンク・リミテッドと検討を重ね判断しております。なお、将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性もあります。また、マッコリー・バンク・リミテッドにはプット・オプションが付されており、マッコリー・バンク・リミテッドに当該権利の行使可能性をヒアリングしたところ、当該権利は当社がデフォルトする見込みが高まった時に行使するものと想定しているとの説明を受けておりますが、当社は継続企業を前提として評価を依頼しているため、プット・オプションの行使の可能性は評価に織り込んでおりません。当社は、上記前提条件を基に算出された結果である新株予約権の発行価額の総額35,425,000円（1個当たり5,450円）を参考として、第1回新株予約権1個の払込金額を金5,450円としました。また、当初第1回新株予約権行使価額は、平成23年8月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値327円を10%上回る額である359円としました。

当社は、払込金額の算定にあたり第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある第1回新株予約権行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であること、また、修正後の第1回新株予約権行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行についての払込金額の基準に準じ、第1回新株予約権に係る修正日(別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権)(2) 新株予約権の内容等 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。)の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引終値の90%とされていること、加えて、第1回新株予約権行使価額が90%に修正される条件は、公募増資等を実施した場合に想定される発行スプレッドを参考として、当社が行使指示を行った場合、マッコーリー・バンク・リミテッドが第1回新株予約権の行使をコミットメントすることによるリスクを考慮して決定したものであることから、第1回新株予約権の払込金額及び第1回新株予約権行使価額については適正価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成23年8月25日開催の取締役会にて監査役3名全員(うち社外監査役2名)が、会社法上の職責に基づく監査として、特に有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見の基礎となる判断要素として、上記記載の発行条件決定について考え方、また、修正後の第1回新株予約権行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行についての払込金額の基準に準じていること、第1回新株予約権行使価額が90%に修正される条件は、公募増資等を実施した場合に想定される発行スプレッドを参考として、当社が行使指示を行った場合、マッコーリー・バンク・リミテッドが第1回新株予約権の行使をコミットメントすることによるリスクを考慮して決定したものであることから、第1回新株予約権の払込金額及び第1回新株予約権行使価額については適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べております。

ロ 日本アジアグループ株式会社

当社は、第2回新株予約権の発行条件及び日本アジアグループ株式会社との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した第2回新株予約権の価格の評価を第三者算定機関(株式会社ブルータス・コンサルティング、所在地:東京都港区赤坂二丁目17番22号)に依頼しました。当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ)、当社に付されたコール・オプション及び行使指示権、日本アジアグループ株式会社の権利行使行動及び日本アジアグループ株式会社の株式保有動向等について、当社及び日本アジアグループ株式会社へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

また、日本アジアグループ株式会社の行動については、日本アジアグループ株式会社自らの判断により行使を行うとともに、当社が行使指示を行い、それを受けて行使をするものと想定しております。当社からの行使指示は、資金調達のためから、可能な限り必要な量の行使を指示するものとし、評価上は、発行個数である1,600個を権利行使期間の1年6ヶ月で除して得られる個数を目安に、10取引日に1度日本アジアグループ株式会社に対して約50個ずつ行使指示をするという前提を置いております。日本アジアグループ株式会社に関しては、第2回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりますが、評価にあたっては売却の前提を入れないこととした場合には価格を正しく算定できないため、評価上は権利行使期間の最終日における行使価格と株価の終値との差を第2回新株予約権の価値とする前提(経済効果としては、権利行使期間の最終日に株式を一括売却するのと同様の効果)を置いております。

当該前提については、将来の売買出来高を客観的に算定する評価モデルが確立していないことに鑑みますと、現在の流動性が将来においても継続するという前提を採用することで不合理ではないと、当社及び日本アジアグループ株式会社と検討を重ね判断しております。なお、将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性もあります。また、日本アジアグループ株式会社にはプット・オプションが付されており、日本アジアグループ株式会社に当該権利の行使可能性をヒアリングしたところ、当該権利は当社がデフォルトする見込みが高まった時に行使するものと想定しているとの説明を受けておりますが、当社は継続企業を前提として評価を依頼しているため、プット・オプションの行使の可能性は評価に織り込んでおりません。当社は、上記前提条件を基に算出された結果である新株予約権の発行価額の総額316,800円(1個当たり198円)を参考として、第2回新株予約権1個の払込金額を金198円としました。また、当初第2回新株予約権行使価額は、平成23年8月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値327円を10%上回る額である359円としました。

当社は、払込金額の算定にあたり第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある第2回新株予約権行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であること、また、修正後の第2回新株予約権行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行についての払込金額の基準に準じ、第2回新株予約権に係る修正日(別記「第1 募集要項 2 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権)(2) 新株予約権の内容等 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。)の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引終値の100%とされていること、加えて、第2回新株予約権行使価額が100%に修正される条件は、第1回新株予約権の修正条件との比較及び日本アジアグループ株式会社との関係の維持、強化を図るといった目的に鑑み付したものであることから、第2回新株予約権の払込金額及び第2回新株予約権行使価額については適正価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成23年8月25日開催の取締役会にて監査役3名全員(うち社外監査役2名)が、会社法上の職責に基づく監査として、特に有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見の基礎となる判断要素として、上記記載の発行条件決定について考え方、また、修正後の第2回新株予約権行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行についての払込金額の基準に準じていること、加えて、第2回新株予約権行使価額が100%に修正される条件は、日本アジアグループ株式会社との関係の維持、強化を図るといった目的に鑑み付したものであることから、第2回新株予約権の払込金額及び第2回新株予約権行使価額については適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は合計8,100,000株となり、平成23年3月31日現在の発行済株式に係る議決権の総数である36,228個を分母とする希薄化率は22.35%となる見込みです。

しかしながら、当社は、銀行等の金融機関からの借入による多額の投資に係る資金調達は、財務基盤強化の必要性の観点より困難であるとの認識から、本新株予約権の発行による資金調達により、当社の財務基盤の強化と、当社の各セグメントへの投資を行い、業容拡大と企業価値の向上を実現していく予定であり、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は新株発行に代る新たな資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を買入取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が行わないように配慮しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本アジアグループ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	21,540	59.46	23,140	52.20
マッコーリー・バンク・リミテッド	Level2, No.1 Martin Place, Sydney NSW2000, Australia	-	-	6,500	14.66
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	1,753	4.84	1,753	3.95
応用地質株式会社	東京都千代田区九段北四丁目2番6号	1,200	3.31	1,200	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	988	2.73	988	2.23
国際航業グループ従業員持株会	東京都千代田区六番町2	701	1.93	701	1.58
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	671	1.85	671	1.51
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	516	1.42	516	1.16
コクサイエアロマリン株式会社	東京都港区西新橋二丁目5番2号	400	1.10	400	0.90
藤本 琢磨	兵庫県神戸市須磨区	305	0.84	305	0.69
株式会社パイロットコーポレーション	東京都中央区京橋二丁目6番21号	288	0.79	288	0.65
計		28,363	78.29	36,463	82.26

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成23年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3 別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、第1回新株予約権の行使後の当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の総議決権数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、マッコーリー・バンク・リミテッドは、原則として当社の総議決権数の5%を超えて保有することはできず、よって、原則としてマッコーリー・バンク・リミテッドが一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成23年8月25日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が含まれますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年8月25日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日（平成23年6月24日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年8月25日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成23年6月24日提出臨時報告書〕

(1) 提出理由

当社は、平成23年6月24日開催の第4回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

a. 株主総会が開催された年月日

平成23年6月24日

b. 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社および子会社の事業の現状に即して当社の事業目的を整理し、明確化するとともに、子会社の事業目的変更に対応し、また、子会社を含めた当社グループの今後の事業展開、内容の多様化に対応するため、事業目的を変更するものであります。

第2号議案 取締役8名選任の件

山下哲生、呉文繡、米村貢一、渡邊和伸、吉川正嗣、中原修、田辺孝二、虫本貴洋の各氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

有働達夫、加藤裕二、小林一男の各氏を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

上床竜司氏を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 及び賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	31,611	57	1	(注1)	可決 99.81
第2号議案 取締役8名選任の件				(注2)	
山下 哲生	30,992	676	1		可決 97.86
呉 文 繡	30,999	669	1		可決 97.88
米村 貢一	31,088	580	1		可決 98.16
渡邊 和伸	31,495	173	1		可決 99.45
吉川 正嗣	31,087	581	1		可決 98.16
中原 修	31,496	172	1		可決 99.45
田辺 孝二	31,086	582	1		可決 98.16
虫本 貴洋	31,497	171	1		可決 99.45
第3号議案 監査役3名選任の件				(注2)	
有働 達夫	31,429	239	1		可決 99.24
加藤 裕二	31,621	47	1		可決 99.85
小林 一男	31,427	241	1		可決 99.23
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注2)	
上床 竜司	31,629	39	1		可決 99.87

- (注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものです。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものです。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第4期	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第5期第1四半期	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月24日

国際航業ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	西	文	夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	哲	夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	宅	孝	典

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている国際航業ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際航業ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は、平成22年3月18日開催の取締役会において、当社関連会社の株式会社アスナルコーポレーションの株式売買契約締結を決議し、平成22年4月1日付で同社株式217,520株を追加取得し、子会社とした。
2. 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は、平成22年4月16日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社KHCの株式売買契約締結を決議し、平成22年4月23日付で同社株式52,355株を追加取得した。
3. 重要な後発事象3.に記載されているとおり、会社は、平成22年6月15日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社五星の全株式を譲渡することを決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、国際航業ホールディングス株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、国際航業ホールディングス株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適

正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月10日

国際航業ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 孝 典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている国際航業ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、国際航業ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月24日

国際航業ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	西	文	夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	一	宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	宅	孝	典

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている国際航業ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際航業ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、国際航業ホールディングス株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、国際航業ホールディングス株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月24日

国際航業ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	西	文	夫
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	哲	夫
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	宅	孝	典
--------------------	-------	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている国際航業ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際航業ホールディングス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月24日

国際航業ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	西	文	夫
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	一	宏
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	宅	孝	典
--------------------	-------	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている国際航業ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際航業ホールディングス株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。